

「第2次天童市子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（案）」について（概要）

1 趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取り組みを示すもの。

2 計画の位置づけ

平成30年4月に国から「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が示された。本県においても、平成29年3月に第6次山形教育振興基本計画を踏まえた「第3次山形県子ども読書活動推進計画」が示されている。本市では、平成27年3月に5か年計画で「第1次天童市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書環境の整備を進めてきたところである。この度、「第七次天童市総合計画」との整合性を図りながら、本市の子どもたちが豊かな人生を創造する生涯学習を実践することができる計画として位置づける。

3 計画の概要

- (1) 計画の期間は令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とし、社会の状況に応じて内容を見直していく。
- (2) 国の「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第3次山形県子ども読書活動推進計画」をもとに次の三つの柱を基本方針とする。
 - ① 学校、家庭及び地域における子ども読書活動の推進
 - ② 子どもの読書活動を推進するための整備の充実
 - ③ 子どもの読書活動に対する啓発活動の充実